

ちょうてい てつづき 調停の手続について

1 家事調停とは

家庭に関する紛争について、裁判官1名と家事調停委員2名で構成する調停委員会が間に入り、実情を把握した上で、当事者（申立人・相手方）の話し合いにより公平妥当な解決を図る制度です。双方が納得して自主的な解決を図ることができるように、調停委員会は、助言やあっせんをします。

調停は公開しませんので、当事者と代理人（弁護士）以外の方が臨席することは原則としてありません。

2 調停の進め方について

調停期日は、平日に開かれ、所要時間は2時間を目安にしています。手続を続けるときは、3週間から6週間程度の間隔で次の期日を指定します。期日を何回行うかは、その事件によって異なります。

調停期日では、原則として、開始時と終了時に双方に調停室に入ってもらい、調停手続の説明、合意点や対立点の認識共有、進行予定や次回までの課題等の確認をする「双方列席説明」を行います（別々で説明する場合もあります。）。それぞれの事情や意見の聴取は交互に行いますので、他方の聴取をしている間は、待合室でお待ちいただきます。

なお、事案によっては、家庭裁判所調査官が調停に立ち会ったり、調停期日とは別の日に調査を行ったりすることがあります。

調停は、次の場合に終了します。詳しくは、「調停の進め方」をお読みください。

- ①双方で合意が成立したとき【成立】
- ②合意の成立する見込みがない又は成立した合意が相当でないとき【不成立】
- ③申立人が申立てを取り下げたとき【取下げ】
- ④調停委員会が調停をしない措置をとったとき
- ⑤調停に代わる審判・合意に相当する審判をしたとき

3 調停にあたって

調停委員会から提出を依頼した書面は、期限までに提出してください。

また、事件の解決に役に立つと思われる資料や調停委員会に読んでほしい書面があるときは、期日のときに提出してください。

なお、調停委員会は、どちらかに有利・不利となる助言をしたり、法律的な相談を受けたりすることはできません。御自身で手続を行うことに不安があるときは、弁護士に相談することをお勧めします。

相手方は、初回の調停期日の1週間前までに、①答弁書、②進行に関する照会回答書、③連絡先等の届出書を必ず提出してください。

4 事件記録の閲覧・謄写について

当事者が提出した書面や裁判所が作成した書面（調査報告書等）は、事件記録に綴られます（提出された書面を提出者に返却することはできません。）。

当事者は、事件記録を見たい（閲覧）とき又はコピーがほしい（謄写）ときには申請をすることができ、裁判官が円滑な話し合いを妨げないかなどの事情を考慮して、許可するかどうかを判断します。

裁判官の判断に時間がかかる場合がありますので、閲覧・謄写の申請をする場合は、事前に担当書記官に電話で御連絡ください。

Q & A

Q 問合せや連絡をするときは

A 期日通知書に記載された裁判所書記官宛てに御連絡ください。その際、お名前と事件番号をお伝えください。

書記官は、進行に関する事務や記録整理などを担当しているため、事件の内容に関するお話を承ることはできません。

なお、調停委員や裁判官と電話で話したいという要望には、公平の観点から、承ることはできません。

また、調停は非公開の手続のため、当事者以外の方からの特定の事件に関する問合せにはお答えできません。

Q 欠席するとどうなるか

A 調停は、話し合いの手続ですから、直ちに不利益が生じるということはありません。ただし、調停委員会の判断により、出頭勧告（家庭裁判所調査官が期日への出席を働きかける手続）がなされたり、欠席を理由に調停が終了したり、調停に代わる審判がなされたりする場合があります。調停が終了すると、審判に移行する場合や訴訟が提起される場合がありますので、話し合いの手続である調停に出席してくださるようお願いいたします。

なお、体調不良等によりやむなく欠席される場合、指定された時間に遅れる場合は、書記官に電話で御連絡ください（次回の日程について希望があるときは、その際にお伝えください。）。

Q 指定された期日を変更できるか

A 原則として、期日を変更することはできません。

ただし、入院などの御事情のときは、裁判官が変更を認めることがありますので、速やかに書記官に御連絡ください。

なお、変更が必要な事情がわかる書面や資料（医師の診断書等）の提出をお願いすることがあります。

Q 住所や連絡先（電話番号）が変わったときは

A 「連絡先等の届出書」を提出してください（住民票の提出をお願いする場合があります。）。

郵便が届かなかつたり、電話がつながらなかつたりする状態になると、手続の進行に影響が及びますので、注意してください。